

水道課からのお知らせ

◆受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m³を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ、受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひ点検・清掃をお願いします。

◆水道メータ取替工事について

本町では、法令に基づき有効期限が満期となる水道メータの交換を実施しています。

通常の交換に係る費用については、お客様の負担はありませんが、メータ設置後にその上に支障物件を設置したり、アスファルト舗装で止水栓を覆ってしまった場合など、特別な作業を必要とする場合にはお客様の負担となることがあります。

本年度のメータ取替工事は、(有)石渡管工設備、(株)堀川管工設備工業、(株)関組の3社が行いますのでご理解をお願いします。工事期間は10月20日までの予定です。

◆漏水調査にご理解とご協力を！

本年度も昨年度に引き続き、公道部分ではなく、各家庭に引き込んでいる給水管の漏水調査を実施しています。

町が委託した(株)管路診断が行いますので、ご理解とご協力をお願いします。委託期間は10月末までの予定です。

◆建物解体の際は、『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』(建物の壁に設置しているメータ及び地下に埋設されているメータ本体)は、水道料金算定のために町が皆さんのご家庭に設置しているものです。水道を使用していた建物を解体する場合、町設置の『水道メータ』は町に返却しなければなりません。

最近、建物解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事事業者」と相談し、水道メータの撤去・返却を依頼してください。

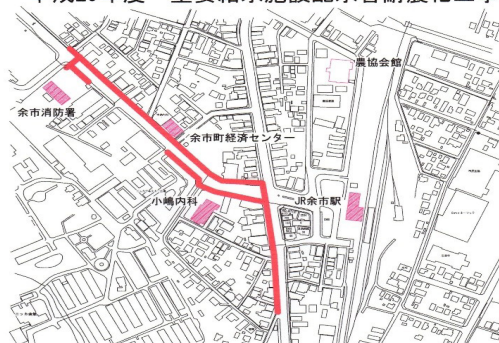
◆平成29年度 重要給水施設配水管耐震化工事

水道課では余市町水道施設耐震化計画を策定し、主要な配水管の耐震化工事を実施します。本年度実施する工事の区間については右記の通りです。

町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事の実施期間は7月から12月を予定しています。

平成29年度 重要給水施設配水管耐震化工事



◆問合せ 水道課 ☎21-2130

余市町食生活改善推進員会から中央公民館に調理器具が寄贈されました

6月5日(月)に、余市町食生活改善推進員会から創立40周年を記念し、中央公民館の調理室で使用する蓋付フライパンとびっくりしゃもじの調理器具7セットが寄贈されました。

余市町食生活改善推進員会谷会長をはじめ、推進員の皆様と嶋町長、佐々木教育長ほか関係部署の職員が出席して、贈呈式が行われました。

